

7日間以上の留学に

令和8年度

浜田市益井俊雄奨学金

(海外短期留学)

奨学生募集

市内中学校
卒業生対象
給付型

◆ 募集人員

令和8年度

高校1年生～3年生 4人

※ 高等専門学校4年生、5年生も含む

※ 令和8年度内に留学を開始する人

◆ 給付金額 20万円 (一人1回限り)

◆ 募集期間 ◆

令和8年

1月26日(月)

～4月15日(水)

例えばこんなプログラムに...

→ 夏休みや冬休みを利用した短期留学

→ 体験型交流学习や語学研修などの
高校生を対象としたグループツアー

※ 一般社団法人留学サービス審査機構(J-CROSS)認証事業者
など、法人や民間団体等が実施する留学に限る。
(オンライン留学は対象外)

募集要項等ははこちらから →



給付型のため 返還不要

他の奨学金と 併給可能

★浜田市が実施する奨学金との併給も可能です。

☑ 浜田市奨学金(貸与型)

☑ 浜田市益井俊雄奨学金(文化
芸術・スポーツ活動等)

◆募集人員 高等学校、高等専門学校生 4名

◆応募資格 以下①～⑥のすべてを満たす者

- ①保護者が浜田市内に住所を有していること
- ②浜田市内の中学校を卒業見込みまたは卒業していること
- ③令和8年4月に学校教育法に基づく高等学校または高等専門学校に在籍予定であること
- ④人物が良好で学業成績が優秀であり、在学学校長または出身学校長の推薦を受けることができること
- ⑤財団法人や民間団体等が主催する海外短期留学プログラム又は海外の高等学校への留学であって、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に海外留学を開始し、期間（出発日及び帰国日を含む。）が7日以上であること（最長1年程度まで）
- ⑥保護者（生計維持者※）の令和6年中の収入または所得の合計が概ね次の金額以下であること



	年間収入 (給与所得者の場合)	年間所得 (左記以外の者の場合)
3人世帯	1,100万円	792万円
4人世帯	1,200万円	872万円
5人世帯	1,300万円	952万円

※原則として父母（2名）が「生計維持者」となります

◆給付金額 一人1回限り 20万円

◆給付時期 5月末頃に支給

◆ * + . . . * . . . 申請から給付までの流れ . * . . . + . . . * . . .

1 申請に必要な書類

- (1) 申請書 (2) 海外短期留学計画書 (3) 履歴書 (4) 学業等に関する証明書
- (5) 在学または出身学校の学校長が発行する推薦書
- (6) 高等学校等の在学証明書（進学・進級後、4月15日までに提出）
- (7) 留学することを証明する書類の写し（仮申込時点での書類の写しでも可）
- (8) 生計維持者の令和7年度所得課税証明書（令和7年1月1日時点で浜田市に住所がない方のみ提出）



2 申請及び審査

- (1) 募集期間：令和8年1月26日（月）～令和8年4月15日（水）17時
※郵送の場合は、4月15日（水）の消印有効
- (2) 提出先：卒業見込みもしくは卒業した中学校、在学中の高等学校等
または浜田市教育委員会 教育総務課
- (3) 審査：浜田市奨学金審査委員会において、提出された書類を基に、応募者の人物、学業成績、家計等について審査のうえ、奨学生を決定します。

3 奨学金の給付

- (1) 給付決定後は、誓約書及び口座振替依頼書を提出していただいたうえで、ご指定の口座（奨学生本人名義の口座に限る。）に振り込みます。

◆ 益井俊雄奨学金 ◆

浜田市出身の故益井俊雄氏のご遺志を受け継がれた吉本洋子氏、丸中美津子氏からの寄附金を原資としており、学業に励む傍ら、文化芸術やスポーツ活動、海外での学習等に取り組む学生の夢や目標の実現に向け支援することを目的としています。